獲得した3つの羅針盤

権利条約・基本合意・骨格提言

今後の運動に生かして闘おう

障害者自立支援法違憲訴訟 全国弁護団事務局長 **藤岡 毅**

障害者自立支援法違憲訴訟の全国弁護団事務局長・藤岡毅さん。総合福祉部会でも、議論をリードするキーパーソンとして局面ごとに政府に対してくさびを打ってきました。違憲訴訟と基本合意の意味、今後の課題について聞きました。

＊

――障害者総合支援法は100点満点なら何点ですか？

私たちが当初目ざしていたものと比べると、総合支援法のベースは自立支援法の手直しにすぎない。及第点を65点とするなら正直40点以下という印象は否めません。

――訴訟運動について藤岡さんは「この訴訟で勝ち得たものの真の価値が何十年も後にも、この社会のあり方を導いた羅針盤として評価されることを確信している」と書かれています（『障害者自立支援法違憲訴訟――立ち上がった当事者たち』、生活書院、2011年）。訴訟運動と基本合意の意味が、大切ですね。

私たちは訴訟運動を闘ってきた過程で、障害者権利条約、基本合意、骨格提言という3つの羅針盤を獲得した、ということをあらためて確認することが大切だと思います。この3つの羅針盤が意図するものを実現する道筋は、まだはるか遠い。けれども、今後の障害者政策の方向性を示す重要な共有財産であり、何人も否定できないものだということに確信をもつことです。

とくに骨格提言は、従来は違った立場で運動していた人たちが一緒になってつくりあげた共有財産です。自分で自分のことを決めて進めていく自己統治という民主主義の基本が、障害者政策のなかで初めて生まれた。上から決められたことではなく、自分たち自身で決めたんだということに自信をもってこれから進むことができる。

権利条約も、世界中の障害当事者やNGOが中心的な役割を果たしてつくりあげたものだからこそ重要なものとして位置づけられています。

そして基本合意も、70人の障害当事者（家族も含めると71人、その家族＝私ですが）と、その背後にある全国の当事者の思いをもとにつくったものです。

そしてこの基本合意というものは、国（厚生労働省）も共同してつくったものだと認めて署名し、印を押した。民間団体が勝手につくったものとして無視できるものではなく、国の政策もこの方向で一致していることを認めた。その意味はものすごく大きい。

今後、たとえば各自治体の行政レベルの政策遂行などさまざまな局面でこれを使うことができる。一例を挙げれば、障害児の利用者負担の問題があります。基本合意では「収入認定は、配偶者を含む家族の収入を除外し、障害児者本人だけで認定する」と規定しています。それにもとづいて即座に政策を変えるとは書いていないけれども、そういう論点が訴訟団から掲げられ、解決すべき問題として残っていることを国も認め、そのために前進しようという方向性が確認されている、ということがここに示されているわけです。

そういう意味で、たとえば各自治体の判断で、その方向で政策を推進していく機動力にもなる文書だといえます。運動団体や当事者がこれを埋もれさせることなく、自治体に確認させ、実現させていく闘いを進めていきたい。

骨格提言についても、時間はかかるかもしれないけれども実現しなければいけないものだ、ということを国家として確認しているわけですから。

ふじおか つよし 1962年東京生まれ。障害者にかかわる裁判で原告代理人弁護士として奔走するなか、2008年、障害者自立支援法違憲訴訟全国弁護団事務局長に着任。かつ、知的障害のある次男とともに同訴訟の原告でもある。

――国が確認したことの歴史的意義はとても大きいですね。

ものすごく大きなくさびであり、歯止めになるものです。今後の障害者政策の推進または転換というときにも、この精神に反することは絶対にできないという縛りがかかる。これに抵触するようなことがあれば、また障害者の尊厳を傷つけ、反省させられる、ということになりますから。

ただその一方で、国としてはこれをなんとか骨抜きにしたいという思いはあるわけで、そこは決して否定できません。

たとえば、憲法九条がありながら軍隊がある、それなら九条なんてなくしてもいいじゃないか、という議論があります。でもやはり九条があることがどれほど大きな歯止めになっているか。

総合支援法ができたという現実は、当初われわれが目ざしていたものと比べれば40点以下かもしれない。でもだからといって基本合意の価値がゼロになってしまったのかというと、そこは違う。そこをはき違えないようにしないといけない。私も訴訟団の一人なので、あまり価値あるものだと言いすぎると自画自賛みたいに聞こえてしまうかもしれないけれど、やはりここは自虐的になる必要はなくて、誇らしく胸を張って掲げていいんだと思うんです。

――運動に生かす羅針盤ですね。

そうですね。障害者の基本的人権の行使を支援するというあり方が障害者福祉の基本になるんだ、そういう政策転換をするんだということが国と当事者との間で確認されたのは初めてのことです。障害者基本法の改正など、基本合意が、このたびの障害者政策転換の礎になっていることはまちがいありません。

いま私は、高松市手話通訳・市外派遣拒否訴訟の弁護団として活動していますが、原告のろう者に対する手話通訳を裁判所自体が負担するかということと、傍聴席における手話通訳を裁判所が合理的配慮として負担する義務があるかという折衝が、第1回裁判の事前協議として行われています。障害者基本法の改正で、手話は言語として認められ、29条では司法における合理的配慮という独自の項目まで立てられている。それでもなお裁判官自らがそれを否定する現実がある。こんなことは国民的に許せない、という世論が巻き起こるほどには、まだ法律が浸透していない。

どんなに立派な公文書も法律も、たくさんの人が認識して、これを守り、実現していこうという取り組みがともなわなければ、ほんとうに意味あるものにはなりません。

今年1月～8月には、福島県内で日弁連とJDFの共同で「障がい者のためのわかりやすい東電賠償学習会」を展開しました。違憲訴訟運動の中で、障害者に関することは当事者と一緒に力を合わせてやろうという流れが法曹界でも自然に生まれてきた。これも大きな成果だと思っています。

3つの羅針盤を形骸化させることなく、運動を進めていきましょう。

（聞き手／國部英夫 全障研全国事務局長）